

日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正する規則等

日田市未熟児養育医療給付事務取扱規則

2. 目的・理由

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずること。

3. 内 容

被保険者証等の廃止に伴い、給付の申請の際に添付する書類のうち、「医療保険に加入していることを確認するための保険証の写し又は被扶養者認定を申請中であることが確認できる保険者の証明書」を「医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類」に改めるほか、各様式について整理を行うこと。

4. 施行の時期

令和6年12月2日から施行。

5. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。